年金1 (問題)

問題1. 以下の各間に答えよ。[なお、解答は解答用紙の所定の欄に記入すること](20点)

(1)「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」の「第1 規約の
承認又は基金の設立認可の基準に関する事項」「1 加入者とすることについての「一定の資格」
の内容」に関する記述について空欄を埋めよ。
○ 「一定の資格」として定めることができる資格とは次の資格であり、これら以外のものを「一
定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に ① な取扱いとなるもの
であること。
1 [2]
ロ「一定の勤続期間」、「一定の年齢」
ハ 「③ 」
○ 加入者とすることについて「一定の資格」を定める場合には、基本的には、
・ 上記イ及びロに掲げる場合においては、加入者とならない従業員については、他の確定
給付企業年金、厚生年金基金(加算型にあっては加算部分)、 ④ ・
⑤ 又は退職手当制度(退職手当前払制度を含む。以下同じ)が適用されて
いること
・ 上記ハに掲げる場合においては、加入者とならない従業員については、
④ 又は退職手当制度が適用されていること
とするとともに、これらの制度において確定給付企業年金の給付に代わる相当な措置が講じ
られ、加入者とならない従業員について ① む取扱いを行うこととならないよう
にすること。
(2)「確定給付企業年金法」の老齢給付金の支給に関する記述について空欄を埋めよ。
第三十六条 老齢給付金は、加入者又は加入者であった者が、規約で定める老齢給付金を受ける
ための要件を満たすこととなったときに、その者に支給するものとする。
2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件(第四十一条第二項第二号において
「老齢給付金支給要件」という。)を満たすものでなければならない。
一 ⑥ の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。
二 政令で定める年齢以上 ⑦ の規約で定める年齢に達した日以後に実施事
業所に使用されなくなったときに支給するものであること(規約において当該状態に
至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る。)。
3 前項第二号の政令で定める年齢は 8 であってはならない。
4 規約において ⑤ を老齢給付金の給付を受けるための要件として定めてはな
5 av.

第三十七条 前条に規定する老齢給付金の支給の要件を満たす者であって老齢給付金の支給を請
求していないものは、規約で定めるところにより、事業主等に当該老齢給付金の
の申出をすることができる。

- 2 前項の申出をした者に対する老齢給付金の支給は、前条第一項の規定にかかわらず、規約で定める時から始めるものとする。
- (3)「適格退職年金契約の自主審査要領」の「特定年齢」に関する記述について空欄を埋めよ。
 - 特定年齢の定め方は、次に掲げるもののうちいずれかによるものとする。
 - イ 過去3年間の新規加入者の ①
 - ロ 過去3年間の年齢別新規加入者数の ②
 - ハ 年金制度に加入することのできる ⑬
 - ニ 通常掛金等が最小となる年齢
 - ホ その他合理的であると認められる年齢
 - 特定年齢の定め方及び特定年齢は、次に掲げる場合には変更することができる。
 - イ 財政再計算時(経験予定脱退率を使用する契約で予定昇給率を使用しない契約にあっては、 当該契約締結のときから5年以内の一定期間ごとの対応日から6ヵ月以内)。
 - ロ
 4
 又は
 5
 を変更したとき。
 - ハ 合併等により特定年齢の実質的な変動が大幅であるとき。
 - ニ 新たに事業主の実績に基づく予定脱退率又は経験予定脱退率を使用したとき。
 - ホ その他特定年齢を変更することについて合理的な理由があるとき。
- (4)「適格退職年金契約の自主審査要領」の「給付の額の減額」に関する記述について空欄を埋めよ。
 - ○給付の額の減額

法令附則第 16 条第 1 項第 11 号に規定する「その減額を行わなければ掛金等の払込みが 困難になると見込まれることその他の相当の事由があると認められる場合」には、次に掲 げる場合に行う加入者に係る給付の額の減額が該当する。

・・・・・・・・・・・ (省略) ・・・・・・・・・・

- ハ 受益者等が企業型年金加入者となったため、又は既に企業型年金加入者である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるため、給付の額を減額し、確定拠出年金法第54条第1項及び確定拠出年金法施行令附則第2条第3項の規定により適格年金契約の資産の移換を行う場合。
- 二 受益者等が中小企業退職金共済契約の被共済者となったため、当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を確定給付企業年金法附則第28条第1項に規定する被共済者持分額(以下「被共済者持分額」という。)に含めるため給付の額を減額し、独立行政法人勤労者退職金共済機構に引き渡す場合。

等雇用条件の改善の見返りとして、給付の額を

ホ 給与水準の引上げ又は

16

問題2. 以下の各問に答えよ。(20点)

- (1) 確定給付企業年金の一部を確定拠出年金(企業型)へ移行する際において、将来に係る勤務期間のみ移行する場合と過去勤務期間を含めて移行する場合のそれぞれについて、給付減額を行うことが認められる理由及び加入者の同意手続きについて簡記せよ。
- (2)日本アクチュアリー会及び日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」には、 基礎率が人員統計的なものとそれ以外の2グループに分類できるとの考え方が記載されている。 その考え方及び各グループの基礎率設定における留意点について簡記せよ。
- (3) 確定給付企業年金において、財政再計算を行うべき場合を列挙せよ。ただし、確定給付企業年金 法第 58 条第 1 項に基づく財政再計算(少なくとも 5 年ごとに行う財政再計算)及び確定給付企 業年金法第 62 条に基づく再計算(積立不足に伴う掛金の再計算)については除外するものとす る。
- (4) 適格退職年金において、予定脱退率の見直しを行うべき場合及びその場合の算定基準日、並びに 予定昇給率の見直しを行うべき場合及びその場合の算定基準日について簡記せよ。ただし、財政 再計算については除外するものとする。

問題3.確定給付企業年金の特別掛金に関して以下の設問に答えよ。(20点)

- (1) 確定給付企業年金における財政再計算において、前回の財政再計算で発生した過去勤務債務の 額の償却が完了していないときの特別掛金の計算方法を次の場合に分けて、それぞれ簡記せよ。 (当該特別掛金は確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項第一号又は第二号の規定に基 づき計算するもの(元利均等償却又は弾力償却)とする。)
 - ① 今回の財政再計算後の過去勤務債務の額が、前回の財政再計算において発生した過去勤務債務 の額のうち償却されていない額を下回らない場合
 - ② 今回の財政再計算後の過去勤務債務の額が、前回の財政再計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を下回る場合

(2) ある確定給付企業年金の財政再計算前の財政状況は以下のとおりであった。

数理上資産額:25,200

数理債務:32,000

特別掛金収入現価:13,800

別途積立金:7.000

最低積立基準額:28,000

財政再計算の結果、数理債務が35,800となったとき、以下の設問に答えよ。(解答は、計算過程を含めて記述すること。また、計算過程での端数処理は小数点以下5桁以上を持って計算するものとし、最終計算結果については、千分率(‰)単位で小数点以下第1位を四捨五入し、整数値で解答すること。)

- ① 財政再計算前の特別掛金率が46‰(予定償却期間の残存期間:15年)であったとき、財政再計算の結果、別途積立金を全額留保した場合と別途積立金を全額取崩した場合のそれぞれについて、設定することが可能な特別掛金率の上限と下限を求めよ。
- ② 財政再計算前の特別掛金率が300%(予定償却期間の残存期間:2年)であったとき、財政再計算の結果、別途積立金を全額留保した場合と別途積立金を全額取崩した場合のそれぞれについて、設定することが可能な特別掛金率の上限と下限を求めよ。

なお、計算を行うための前提については、次のとおりとする。

- ・ 財政再計算前後で制度内容は同一とする。
- ・ 財政再計算前後で予定利率は不変とする。
- ・ 掛金は計算基準日の翌日に遡及して適用するものとし、掛金の適用遅れは考慮する必要はない。
- ・ 過去勤務債務は元利均等償却とし、いわゆる弾力償却や定率償却は行わない。
- ・ ①、②とも財政再計算前の特別掛金率は、過去のすべての財政計算において新たに発生した 過去勤務債務の額について償却開始後20年で完了するように計算されているものとする。
- 過去に適格退職年金からの給付の支給に関する権利義務の承継は行われていない。
- · 確定年金現価率 · · · 2年:23、3年:35、5年:56、10年:106、15年:150、20年:189、25年:224、30年:254
- (3) (2) の①の事例において、財政再計算結果を踏まえて、財政運営上の観点から特別掛金の設定について、どのようなアドバイスをするべきか、留意点も含め、10 行以内で簡記せよ。

- 問題4. 適格退職年金は平成24年3月31日までに他の年金制度に移行する等の対応をとる必要があるが、現状未だ多数の適格退職年金が残っている。適格退職年金を確定給付企業年金に移行した際の確定給付企業年金における財政運営上及び制度設計上の取扱に関して、以下の設問に答えよ。(40点)
 - (1) 期限付きで認められている確定給付企業年金での特別措置(経過措置)について具体的な内容を述べよ。(解答用紙は1枚以内とすること)
 - (2) 適格退職年金から確定給付企業年金への移行を促進するにあたり、現状の特別措置についての問題点の有無を述べよ。また、問題点があると考える場合は、具体的な内容とそのように考える理由について述べよ。(解答用紙は(2)と(3)で合計 2 枚以内とすること)
 - (3) 問題点があると考える場合にはそれをどのように改善するべきかについて、または、どのような 措置を追加するべきかについて、具体的方策とそのように考える理由を述べよ。逆に、問題点が 無いと考える場合には、そのように考える理由を述べよ。

年金1 解答例

問題番号 1

	1	不当に差別的
(1)	2	一定の職種
	3	希望する者
	4	確定拠出年金(企業型)
	⑤	適格退職年金
	6	六十歳以上六十五歳以下
	7	六十歳未満
(2)	8	五十歳未満
	9	二十年を超える加入者期間
	10	支給の繰下げ

	11)	平均年齢
(3)	12	最も多い年齢(モード)
	13	最低の年齢
	14)	加入資格
	15)	受給資格(④⑤順不同)
	16	定年年齢の引上げ
	17	予定利率の引下げ
(4)	13)	被合併法人
	19	3分の2以上
	20	3分の1以上

問題 2

- (1)以下の内容が簡潔に書かれていればよい。
- ○将来に係る勤務期間のみ移行する場合
 - ・給付減額を行うことが認められる理由
 - <確定給付企業年金法施行規則第5条第1項第5号より>

給付の額を減額し、当該事業主が拠出する掛金のうち給付の額の減額に伴い減少する額に相当する額を事業主掛金(確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第三条第三項第七号に規定する事業主掛金をいう。)に充てること

・加入者の同意手続き

<確定給付企業年金法施行規則第6条第1項第1号より>

- イ 加入者(給付の額の減額に係る受給権者を除く。以下この号及び次項において 同じ。)の三分の一以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同 意
- 口 加入者の三分の二以上の同意(ただし、加入者の三分の二以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる。)
- ○過去勤務期間を含めて移行する場合
 - ・給付減額を行うことが認められる理由
 - <確定給付企業年金法施行規則第5条第1項第5号より>

給付の額を減額し、法第百十七条第一項の規定により、給付に充てるべき積立金 (以下「積立金」という。)の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金 (確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)の資産 管理機関(同条第七項第一号口に規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)に移 換すること。

・加入者の同意手続き

規則第6条第1項第1号の同意手続きに加えて、以下の同意手続きが必要。

<確定給付企業年金法第117条第2項より>

当該企業型年金の加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者(以下この条において「移換加入者」という)となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の二分の一以上の者の同意を得なければならない。

(2)以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

<退職給付会計に係る実務基準の2.1基礎率の合理的な設定についての考え方より> 基礎率は退職給付に係る会計上の債務・費用の評価を行うにあたって極めて重要な要素 となることから、その設定は合理的に行う必要がある。基礎率については経済変数的なも のと人員統計的なものとに分類することができる。 経済変数的な基礎率とは、割引率、期待運用収益率、予定昇給率のうちベースアップに相当する部分など、経済のインフレ率や成長率を反映するものである。当該基礎率の設定にあたっては、将来のインフレ率や成長率の前提のもとに、相互に矛盾のないものとすることが必要である。例えば、低インフレ率や低成長率を前提に期待運用収益率を低く設定したにもかかわらず、ベースアップ率を高く見込むことは合理的でない場合がある。なお、これらの基礎率の設定にあたっては、現在および過去の実績データのみに依拠せず、市場関係者間で共有されている予測数値なども参考とすべきである。

人員統計的な基礎率とは、予定退職率、予定死亡率、予定昇給率のうち定期昇給に相当する部分、予定一時金選択率など、人員集団全体としての特性を反映するものである。それぞれの算出方法としては、その集団の現在および過去の実績データを用いて算定する企業年金の数理実務で行われている一般的な方法があり、これらを利用することは基本的には妥当であると考えられる。会員は、当該退職給付制度の特性や実績データなどに基づき、これらの合理的な方法を利用しつつ、将来の予測を行うという観点からの専門性をもって、適正な基礎率を算定することが必要である。

- (3) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。
- <確定給付企業年金法施行規則第50条より>

(財政再計算を行う場合)

- 第五十条 法第五十八条第二項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおり とする。
 - 一 法第七十六条第一項の規定により基金を合併する場合(同条第三項の 規定により合併により基金を設立する場合を除く。)
 - 二 法第七十七条第一項の規定により基金を分割する場合(同条第四項の 規定により分割により基金を設立する場合を除く。)
 - 三 法第八十条第二項又は法第八十一条第二項の規定により加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合 (新たに規約型企業年金を実施することとなる場合又は新たに基金を設立することとなる場合を除く。)
 - 四 法第百十一条第二項の規定により厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合(規約型企業年金を実施することとなる場合を除く。)
 - 五 次に掲げる場合 (掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合を 除く。)
 - イ 加入者の数が前回の財政計算の計算基準日における加入者の数に比べて著しく増加又は減少した場合
 - ロ 加入者の資格又は給付の設計を変更する場合

- ハ 法第七十九条第一項若しくは第二項又は法第百七条第一項の規定により加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を移転又は承継する 場合
- 二 過去勤務債務の額の予定償却期間を短縮しようとする場合又は第四 十六条第一項第三号の一定の割合を増加させようとする場合
- ホ その他当該確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があった場合 (平一五厚労令一〇〇・一部改正)
- (4)以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

<適格退職年金契約の自主審査要領23より>

見直しを行うべき場合は以下のとおり

予定脱退率:

- ・合併又は共同委託(結合)契約への変更(共同委託者(結合子会社)の追加を含む。)等により、加入者数が大幅に増減したとき。
- ・加入資格又は定年年齢が変更されたとき。

予定昇給率:

- ・合併又は共同委託(結合)契約への変更(共同委託者(結合子会社)の追加を含む。)等により、加入者数が大幅に増減したとき。
- ・加入資格又は定年年齢が変更されたとき(加入資格の変更又は 定年年齢の変更に対応する年齢の予定昇給率のみを変更すると きを含む。)。
- ・基準給与としている給与の体系が変更されたとき。

算定基準日は、年金規程の施行日若しくは変更日又はこれらの日前6カ月以 内の日

問題3

(1)

① 確定給付企業年金法施行規則第46条第2項及び第4項の内容が簡潔に書かれていること。

<規則第46条第2項>

前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額の償却が完了していない場合(次項に規定する場合を除く。)にあっては、前項第一号及び第二号の規定に基づく特別掛金額は、次のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額の償却が償却開始後二十年

を経過するまでに完了するように計算した額と、今回の財政計算で新たに発生した 過去勤務債務の額について前項の規定に基づき計算した額とを合算した額とする 方法

二 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額と今回の財政計算で新たに 発生した過去勤務債務の額を合算した額について、前項の規定に基づき合理的に計 算した額とする方法(当該特別掛金額が前回の財政計算において計算した特別掛金 額を下回っていない場合に限る。)

<規則第 46 条第 4 項>

第2項第2号の方法で特別掛金額を計算しようとする場合であって、前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が三年に満たないときは、前回の財政計算において定めた特別掛金額に今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を三年で償却するとした場合の特別掛金額を加算した額を上回らない範囲内で特別掛金額を定めることができる。この場合においては、第一項第一号の規定にかかわらず、予定償却期間を三年未満とすることができる。

② 確定給付企業年金法施行規則第46条第3項の内容が簡潔に書かれていること。 <規則第46条第3項>

前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額の償却が完了していない場合であって、今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額が前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を下回るときは、第1項第1号及び第2号の規定に基づく特別掛金額は、今回財政計算において発生した過去勤務債務の額についてこれらの規定に基づき合理的に計算した額とする方法により計算されなければならない。この場合において、今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額の償却が完了する日は、前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額の償却が完了することとしていた日後の日としてはならず、前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が三年に満たないときは、第1項第1号の規定にかかわらず、予定償却期間を当該残存期間としなければならない。

(2)

① 基準給与総額:13,800÷46‰÷150=2,000

別途積立金留保の場合・・・PSL: 13,800+(35,800-32,000)=17,600上限: 3年償却の場合で、 $17,600\div2,000\div35=0.25142 \cdot \cdot \cdot \rightarrow \underline{251\%}$ 下限: 20年償却の場合、 $17,600\div2,000\div189=0.04656 \cdot \cdot \cdot \rightarrow \underline{47\%}$

これは、財政再計算前の掛金を下回らないので〇K。

別途積立金全額取り崩しの場合・・・PSL:17,600-7,000=10,600

上限: 3年償却の場合で、 $10,600 \div 2,000 \div 35 = 0.15142 \cdots \rightarrow 151\%$

下限:PSLが財政再計算前を下回るため償却期間の延長はできないので、

 $10,600 \div 2,000 \div 150 = 0.03533 \cdots \rightarrow 35\%$

② 基準給与総額:13,800÷300‰÷23=2,000 (①のケースと同じ) 別途積立金留保の場合・・・PSL:17,600

上限:財政再計算前の特別掛金率と後発債務を3年償却した掛金率との 合算

 $300\% + (35,800 - 32,000) \div 2,000 \div 35 = 0.35428 \cdots \rightarrow 354\%$

下限:20年償却の場合、17,600÷2,000÷189=0.04656・・・ → 47‰

これは、財政再計算前の掛金を下回るため、300%が下限となる。

別途積立金全額取り崩しの場合・・・PSL:10,600

PSLが財政再計算前を下回り、予定償却期間は変更できないため、上下限 とも

 $10,600 \div 2,000 \div 23 = 0.23043 \cdots \rightarrow 230\%$

(3) 例えば、次のような観点での解答が考えられる。

また、他の観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。

- ・ 財政の健全性の観点:財政再計算後の数理債務に対する積立比率が 0.7 (= 25,200/35,800) と積立途中にあるものの、財政再計算前の残余償却期間が 15 年と長いため、償却期間をできるだけ短縮し、早期償却を図る。
- ・ 非継続基準との関係:時価資産=数理上資産の場合、積立比率は0.9 (=25,200 / 28,000) であり、経過措置期間での基準はかろうじてクリアしているが、経過措置が終了する平成24年3月までには積立比率 1.0 が確保されるよう掛金設定(積立計画)に留意する。
- ・ 弾力償却や定率償却など償却方法の変更:早期償却のため、現行の元利均等償却以外の償却方法も検討を行う。
- ・ 別途積立金との関係:前述のように積立比率からはまだまだ積立途中の段階にあること、別途積立金を取崩しても過去勤務債務は解消しないことから、別途積立金を取崩し掛金の引き下げを行う対応については、慎重に検討する必要がある。
- ・ その他、母体企業における掛金負担能力、退職給付会計との関係、損金算入額 の水準などからの観点。

問題4

- (1)以下の点についてポイントが簡記されていれば良い。
- ○財政運営上の経過措置は次の通り
- <確定給付企業年金法施行規則の附則>

(適格退職年金から移行した場合の財政計算)

- 第七条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継しようとする厚生年金適用事業所の事業主であって規約型企業年金を実施しようとするもの及び当該権利義務を承継する基金を設立しようとする事業主は、当該権利義務を承継することとなる日(以下この条において「承継日」という。)前一年以内のいずれかの日又は当該権利義務の承継に係る適格退職年金契約における事業年度の末日(承継日前一年六月以内の日に限る。)を計算基準日として、掛金の額の算定を行うものとする。
- 2 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継しようとする場合であって、当該確定給付企業年金の掛金の額を変更する必要があるときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、承継日前一年以内のいずれかの日又は当該確定給付企業年金の事業年度の末日若しくは当該権利義務の移転に係る適格退職年金契約における事業年度の末日(承継日前一年六月以内の日に限る。)を計算基準日として、掛金の額の算定を行うものとする。
- 3 前二項の掛金の額は、第二十四条第一号に規定する財政計算を行って算 定するものとする。

(適格退職年金から移行した確定給付企業年金の掛金の額の算定に関する経過措置)

第八条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等に係る確定給付企業年金に対する第四十六条の規定の適用については、同条第一項第一号及び第二項第一号中「二十年」とあるのは「平成十四年四月一日から移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。)を三十年から控除した年数」と、同条第一項第三号中「百分の十五」とあるのは「百分の十に平成十四年四月一日から当該権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。)に百分の〇・五を乗じて得た

数を加算した数」とする。

(適格退職年金から移行した場合の積立不足による再計算に関する経過措置)

第十条 法附則第二十五条第一項の規定に基づく適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務の承継に係る確定給付企業年金に対する第五十六条第一号の規定の適用については、同号中「二十年」とあるのは、「平成十四年四月一日から当該権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。)を三十年から控除して得た年数」とする。

(適格退職年金から移行した場合の積立不足に伴い拠出すべき掛金の額に 関する経過措置)

第十条の二 法附則第二十五条第一項の規定に基づく適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務の承継に係る確定給付企業年金に対する第五十八条第一号の規定の適用については、同号中「場合」とあるのは「場合並びに附則第七条第二項に規定するとき」とする。

○制度設計上の経過措置は次の通り

<確定給付企業年金法の附則>

(適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付企業年金への移転)

- 第二十五条 事業主等は、その実施事業所の事業主が前条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結している場合は、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、厚生労働大臣の承認(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可)を受けて、当該適格退職年金契約に係る同条第二項第一号口に規定する信託の受益者又は同項第二号口に規定する保険金受取人若しくは同項第三号口に規定する共済金受取人(以下「移行適格退職年金受益者等」という。)に係る給付の支給に関する権利義務を承継することができる。
- 4 第一項の規定により移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金については、第三十六条第四項及び第四十一条第三項の規定は適用せず、第三十六条第二項及び第四十一条第二項の適用については、第三十六条第二項中「次に掲げる要件(」とあるのは「次に掲げる要件(附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した移行適格退職年金受益者等については、別に政令

で定める要件とし、」と、第四十一条第二項中「次に掲げる要件」とあるのは「次に掲げる要件(附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した移行適格退職年金受益者等については、別に政令で定める要件)」とする。

<確定給付企業年金法施行令の附則>

(適格退職年金からの移行に係る老齢給付金支給開始要件の特例)

- 第四条 法附則第二十五条第四項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第二項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。
 - 一 法第三十六条第二項各号に掲げる要件
 - 二 当該移行適格退職年金受益者等に係る適格退職年金契約に基づく法人 税法附則第二十条第三項に規定する退職年金の支給要件

(適格退職年金からの移行に係る脱退一時金の支給要件の特例)

- 第五条 法附則第二十五条第四項の規定により読み替えて適用される法第四十一条第二項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。
 - 一 法第四十一条第二項各号に掲げる要件
 - 二 当該移行適格退職年金受益者等に係る適格退職年金契約に基づく法人 税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)附則第十六条第一項第一号に規 定する退職一時金の支給要件

(移行適格退職年金受益者等以外の加入者等の給付の支給要件)

第六条 法附則第二十五条第四項の規定にかかわらず、同項の移行適格退職年金受益者等以外の当該確定給付企業年金の加入者等に支給される老齢給付金及び脱退一時金については、法第三十六条第四項及び法第四十一条第三項の規定を適用する。

(移行適格退職年金受益者等が掛金を負担する場合の特例)

第七条 法附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に関する権利義務 を承継した事業主等の確定給付企業年金の加入者(移行適格退職年金受益 者等に限る。)が法第五十五条第二項の規定により掛金の一部を負担する場 合にあっては、第四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

<確定給付企業年金法施行規則の附則>

(複数の確定給付企業年金を実施できる場合の経過措置)

第四条 令第一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、平成二十九年三月

三十一日までの間、第一条各号の場合のほか、法附則第二十五条第一項の規定に基づき同項に規定する移行適格退職年金受益者等(以下「移行適格退職年金受益者等」という。)に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等が、当該権利義務を承継した日から起算して五年を経過していない場合とする。

(適格退職年金から移行した場合の最低保全給付に関する経過措置)

- 第九条 法附則第二十五条第一項の規定に基づく移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等に係る確定給付企業年金に対する第五十四条第二項の規定の適用については、当該適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継することにより増加することとなる最低保全給付の額に、平成十四年四月一日から当該事業年度の末日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。)を十五から減じた数(当該数が零未満となる場合にあっては、零とする。)を十五で除して得た数を乗じて得た額を同項の規定により控除する額に加算することができるものとする。
 - (2) (3) 適格退職年金から確定給付企業年金への移行を促進するにあたり、制度設計面や財政運営面における経過措置に関する事項について、自分なりの意見(所見)を入れて、問題点の有無や改善すべきであると考える点についての論述ができていれば良い。但し、単なる知識の羅列に留まらず、自分の考え方を理路整然と記述していただきたい。論点としては、例えば次のような事項があげられる。また、他の観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。
 - ・ 財政検証(継続基準・非継続基準)における現在の経過措置を延長・拡大する ことの是非
 - ・ 受給資格等について適年制度の設計のままで確定給付企業年金に移行可能な経 過措置が、適年制度から承継された加入者のみに適用されることの是非
 - 適格退職年金から確定給付企業年金への移行では認められていない財政運営の 措置(例えば、厚生年金基金の代行返上時に認められている積立不足の一括拠 出)や適格退職年金では認められているが、確定給付企業年金では容認されて いない制度設計(例えば、他の年金制度との完全調整)等を新たに容認するこ との是非